（一般労働者用；常用、有期雇用型）

労働条件通知書

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業場名称・所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | 期間の定めなし、期間の定めあり（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入１　契約の更新の有無[自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（　　　　　）]２　契約の更新は次により判断する。　・契約期間満了時の業務量　　　　・勤務成績、態度　　　　・能力　・会社の経営状況　　　　　　　　・従事している業務の進捗状況　　・　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 就業の場所 |  |
| 従事すべき業務の内容 |  |
| 始業、終業の時刻、休憩時間、就((1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項 | １　始業・終業の時刻等(1)　始業（　　　時　　　分）　　終業（　　　時　　　分）　【以下のような制度が労働者に適用される場合】(2)　変形労働時間制等：（　　　）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務　時間の組み合わせによる。　┌始業（　　時　　分）　終業（　　時　　分）　　（適用日　　　　　　　）　　┠始業（　　時　　分）　終業（　　時　　分）　　（適用日　　　　　　　）　　└始業（　　時　　分）　終業（　　時　　分）　　（適用日　　　　　　　）1. フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。

　　　　　　　　　　　　　（ただし、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾀｲﾑ（始業）　　時　　分から　　　　　　　　　　　　　　　時　　分、（終業）　　時　　分から　　時　　分、　　　　　　　　　　　　　　ｺｱﾀｲﾑ　　時　　分から　　時　　分）(4)　事業場外みなし労働時間制；始業（　　時　　分）　終業（　　時　　分）(5)　裁量労働制；始業（　　時　　分）　終業（　　時　　分）を基本とし、労働　者の決定に委ねる。○詳細は、就業規則第　　条～第　　条、第　　条～第　　条、第　　条～第　　条２　休憩時間（　　　　）分３　所定時間外労働の有無（　有　、　無　） |
| 休　　　日 | ・定例日；毎週　　曜日、国民の祝日、その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）・非定例日；週・月当たり　　日、その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）・１年単位の変形労働時間制の場合一年間　　　日○詳細は、就業規則第　　条～第　　条、第　　条～第　　条、第　　条～第　　条 |
| 休　　　暇 | １　年次有給休暇　６か月継続勤務した場合→　　　日　　　　　　　　　継続勤務６か月以内の年次有給休暇　（有・無）　　　　　　　　　→　　か月経過で　　日　　　　　　　　　時間単位年休　（有・無）２　代替休暇　（有・無）３　その他の休暇　有給（　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　無給（　　　　　　　　　　　　）○詳細は、就業規則第　　条～第　　条、第　　条～第　　条、第　　条～第　　条 |
| 賃　　　金 | １　基本賃金　イ　月給（　　　　　　　円）、ロ　日給（　　　　　　　円）　　　　　　　ハ　時間給（　　　　　　円）、　　　　　　　ニ　出来高給（基本単価　　　　　　　円、保障給　　　　　　　円）　　　　　　　ホ　その他（　　　　　　円）　　　　　　　ヘ　就業規則に規定されている賃金等級等２　諸手当の額及び計算方法　　イ（　　　　　手当　　　　　円　／計算方法：　　　　　　　　　　　　　　）　　ロ（　　　　　手当　　　　　円　／計算方法：　　　　　　　　　　　　　　）　　ハ（　　　　　手当　　　　　円　／計算方法：　　　　　　　　　　　　　　）　　ニ（　　　　　手当　　　　　円　／計算方法：　　　　　　　　　　　　　　）３　所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率　　イ　所定時間外　法定超　月60時間以内（　　　　）％月60時間超　（　　　　）％所定超（　　　　）％、　　ロ　休日　法定休日（　　　　）％、法定外休日（　　　　）％、　　ハ　深夜（　　　　）％４　賃金締切日（　　　　）－毎月　　日、（　　　　）－毎月　　日５　賃金支払日（　　　　）－毎月　　日、（　　　　）－毎月　　日６　賃金の支払方法（　　　　　　　　　　　　）　　７　労使協定に基づく賃金支払時の控除（無　，　有（　　　　））　　８　昇給（時期等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　９　賞与（　有（時期、金額等　　　　　　　　　　　　　　　）　，　無）　　10　退職金（　有（時期、金額等　　　　　　　　　　　　　　）　，　無） |
| 退職に関する事項 | １　定年制　（　有　(　　歳)　 ，　無）２　継続雇用制度（　有　(　　歳まで) ，　無）３　自己都合退職の手続（退職する　　日以上前に届け出ること）４　解雇の事由及び手続　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）○詳細は、就業規則第　　条～第　　条、第　　条～第　　条 |
| そ　の　他 | ・社会保険の加入状況（　厚生年金　健康保険　厚生年金基金　その他（　　　　　　））・雇用保険の適用（　有　，　無　）・その他 |

※以上のほかは、当社就業規則による。